

広島県告示第百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設  
の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基  
準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十四号）第二十二条第三項第三号ロの規定に  
基づき、知事の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準を次のように定め、平  
成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

知事の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準は、厚生労働大臣の定める利  
用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十一号）  
に定める厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準とする。